

## 「第2期（平成31～35年度）東広島市教育振興基本計画」作成計画

### 1 作成趣旨

- 教育基本法第17条第2項に基づき、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、国が定めた教育振興基本計画を参酌し、本市の実情に応じて、本市教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定める。
- 本市の第1期計画の現状と課題を踏まえ、適宜計画の見直しを図ることにより、今後の我が国や本市を担っていく子どもたちの育成を図るとともに、本市の豊かな自然環境や歴史・文化遺産、大学をはじめとする多くの学術研究機関や豊富な人材を活かした本市ならではの教育施策を推進する。

### 2 作成の方向性

#### (1) 国が定める教育振興基本計画参酌の方針

- ア 教育の普遍的使命の参酌
- イ 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点項目の参酌
- ウ 施策群の参酌（高等教育の内容等を一部割愛）

#### (2) 本市の強み

- ア 学校教育において、研究推進地域及び学力の高い地域としての全県的な認知
- イ 高等教育機関や試験研究機関との結びつきの強さ
- ウ 「市全体を学びのキャンパス」構想（地域、企業、NPO、行政の協働・連携）

#### (3) 第1期計画の課題

- ア 国が示した教育施策との整合性
- イ 関係法等の系統を明確にした体系整理
- ウ 計画的な評価

### 3 国が定める教育振興基本計画（第3期）の概要

#### (1) 教育の普遍的使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

#### (2) 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

- ア 第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承する。
- イ 個人と社会の目指すべき姿
  - (ア) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成（個人の目指すべき姿）
  - (イ) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展（社会の目指すべき姿）

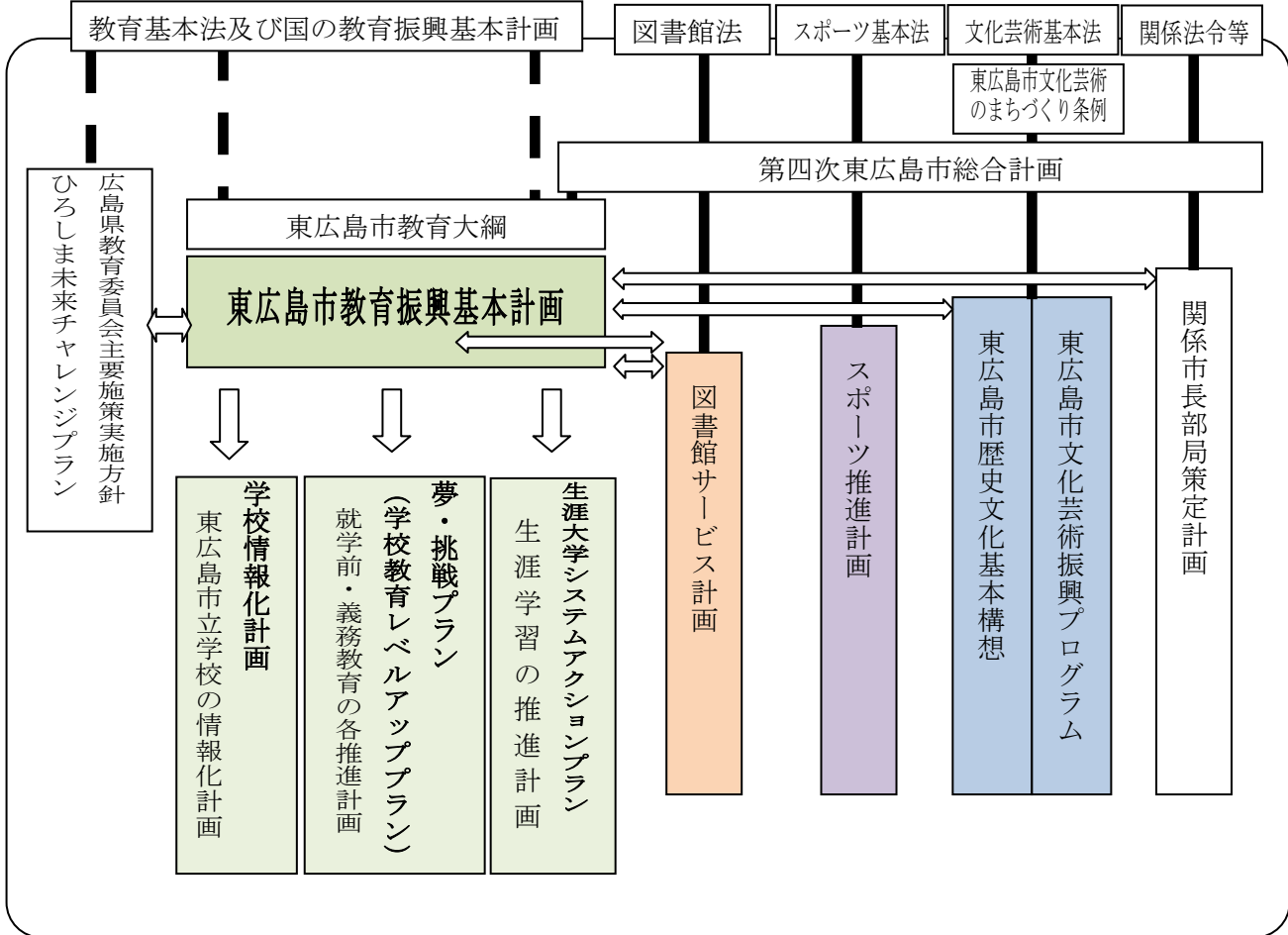
(3) 第2期教育振興基本計画からの変遷概念図

| 3つの理念「創造・自立・協働」の方向性を継承   |  |
|--|--|
| 第2期教育振興基本計画  | 第3期教育振興基本計画  |
| <p><b>4つの基本的方向性</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会を生き抜く力の養成</li> <li>2 未来への飛躍を実現する人材の養成</li> <li>3 学びのセーフティネットの構築</li> <li>4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成</li> </ol> <p><b>8つの成果目標</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生きる力の確実な育成（幼稚園～高校）</li> <li>2 課題探求能力の習得（大学～）</li> <li>3 自立・協働・創造に向けた力の習得（生涯全体）</li> <li>4 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成</li> <li>5 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成</li> <li>6 意欲ある全ての者への学習機会の確保</li> <li>7 安全・安心な教育研究環境の確保</li> <li>8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成</li> </ol> <p><b>30の基本施策</b></p> <p>少子化・高齢化、グローバル化など、我が国が直面する危機的な状況を踏まえ、将来の社会の在るべき姿を描きつつ、その実現に必要な30の基本施策を体系的に整理。</p> | <p><b>5つの基本的方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成</li> <li>2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成</li> <li>3 生涯学び、活躍できる環境を整備</li> <li>4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築</li> <li>5 教育政策推進のための基盤を整備</li> </ol> <p><b>5つの基本的な方針ごとに次の内容を明記</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育施策の目標</li> <li>2 目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標</li> <li>3 目標を実現するために必要となる施策群</li> </ol> <p><b>【施策群】</b></p> <p>「客観的な根拠を重視した教育政策の推進」「教育投資の在り方」「新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造」の3つの視点を、今後の教育政策の遂行に当たって特に留意して整理。</p> <p><b>【施策例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成（方針1 37 施策）</li> <li>○IT・データ活用能力の育成（方針2 18 施策）</li> <li>○社会人が働きながら学べる環境の整備（方針3 24 施策）</li> <li>○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援（方針4 18 施策）</li> <li>○教職員指導体制・指導環境の整備（方針5 23 施策）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など 延べ120 施策</p> <p>(全91 施策)</p> |

#### 4 計画の位置付け

- ア 教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、平成31年度から5年間に取り組む施策の基本的方針等を示す。
- イ 第四次東広島市総合計画、東広島市教育委員会が策定する各計画等と整合性を図りながら、教育行政における総合計画とする。

【計画の体系図】



【計画期間】

|                  | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 |     |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 教育振興基本計画（国第3期）   |     | →   |     |     |     |     |     |     |
| 第四次東広島市総合計画（後期）  | →   |     |     |     |     |     |     |     |
| 東広島市教育大綱         |     | →   |     |     |     |     |     |     |
| 東広島市教育振興基本計画     |     | →   |     |     |     |     |     |     |
| 夢・挑戦プラン          |     | →   |     |     |     |     |     |     |
| 生涯大学システムアクションプラン | H26 | →   |     |     |     |     |     |     |
| 図書館サービス計画        | H26 | →   |     |     |     |     |     |     |
| 学校情報化計画          | H27 | →   |     |     |     |     |     |     |
| 青少年自立プラン         | →   |     |     |     |     |     |     |     |
| スポーツ推進計画         | →   |     |     |     |     |     | H38 |     |
| 東広島市文化振興プログラム    | H28 | →   |     |     |     |     |     | H37 |
| 東広島市歴史文化基本構想     | →   |     |     |     |     |     | H38 |     |

4 第2期教育振興基本計画作成及び第1期教育振興基本計画評価スケジュール

| 実施月      | 第2期作成計画                           | 第1期評価計画          | 教育委員会作業スケジュール                           |
|----------|-----------------------------------|------------------|---|
| H30<br>4 | 編集方針決定                            | 評価指標決定<br>評価計画共有 | 振興計画ワーキンググループ起ち上げ                       |
|          |                                   |                  | 第1回検討会議<br>「編集方針/評価指標/評価計画」             |
| 5        |                                   |                  | 第2回検討会議<br>「評価指標及び評価計画決定及び様式」           |
| 6        | 教育委員会（報告）<br>作成                   | 根拠資料収集<br>評価結果決定 | 総合教育会議での本作成計画確認及び調整                     |
| 7        |                                   |                  | 第3回検討会議<br>「根拠資料/評価結果」                  |
| 8        |                                   |                  |   |
| 9        |                                   | 公表方法決定<br>公表資料決定 | 第4回検討会議<br>「第1次原稿検討/公表資料」               |
| 10       | 決裁・合議                             | 決裁・合議            | 第5回検討会議<br>「第2次原稿検討」                    |
| 11       | 教育委員会（報告）<br>文教厚生委員会（報告）<br>加筆・修正 | 公表               |   |
| 12       | パブリックコメント                         |                  |   |
| H31<br>1 | 修正・校正<br>教育委員会<br>（議案上程）          |                  | 第5回検討会議<br>「第3次原稿検討」/「パブリックコメント」        |
| 2        | 議会（議案上程）                          |                  |   |
| 3        | 公表方法決定<br>概要版資料決定                 |                  | 第6回検討会議<br>「公表方法」/「概要版資料」               |
| 4<br>以降  | 公表                                |                  | ※毎年度始め ⇒ 評価指標確認<br>※毎年度終わり ⇒ 評価結果確認 公表？ |